

北中城村 比嘉 孝則 殿

申出をする者	住所	
	氏名	

第15条  
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 第18条第1項  
の3第1項において準用する第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

## 記

## 1 土地に関する事項

所在及び 地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

## 2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び 地番	用途	構造の 概要	延べ面積 m <sup>2</sup>	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する 者の氏名及び住所

## 3 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
買取り希望価額	円	円	円

## 4 その他参考となるべき事項

## 備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」の各欄には、以下に掲げる固有資産に関する記載は要しないものとする。
  - 合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産
  - 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）に基づき日本国が合衆国軍隊に使用させている固定資産
- 申出をする者、土地を存する所有権以外の権利又は当該土地に存する建築物その他工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する。